七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のた	(1)　平成十六年度補正予算債 ［ア　略］ イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村六十・〇％分」という。） ［ウ　略］ (2)～(18)　［略］ (19)　令和四年度補正予算債 ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村六十・〇％分」という。） (ア)　令和四年度市場公募都市に係るもの (イ)　令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村五十・〇％分」という。） (ア)　令和四年度市場公募都市に係るもの (イ)　令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	(1)　［略］ ［削る］

七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のた	(7)　平成十四年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの (2)　平成十六年度補正予算債 ［ア　同上］ イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村六十・〇％分」という。） ［ウ　同上］ (3)～(19)　［同上］ ［新設］	(1)　［同上］ (2)　平成十六年度減収補塡債